

「畑地化促進事業」事業要望に係る誓約書

No.	事業要件
1	・前年度（令和6年度）において主食用米、戦略作物（新規需要米・飼料作物・小麦・大豆等）又は産地交付金（野菜・花き等）等の交付対象となった作物が作付けられていること
2	・現況において非農地に転換された土地（又は転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと
3	・畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしていることを、地域農業再生協議会が確認し、資料（例：写真）により客観的に示すことができること
4	・おおむね団地化された畑地を形成していること 面積要件：10a以上 団地化要件：2筆以上の団地 ・1筆全体を畑地化すること
5	・事業採択後5年間は原則、畑地化した水田の全面積で販売目的の高収益作物（野菜・花き・果樹等）又は畑作物（小麦・大豆・そば・牧草等）の作付けを行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行うこと
6	・地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）と畑地化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについて関係機関の合意を得ていること
7	・申請農地が借地の場合には、地権者（土地所有者）の同意を得ていること
8	・水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと ・地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと ・畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと

誓約内容（以下の口に✓を入れ、署名すること）

☐	本事業で「畑地化」した水田は、当年産から「水田活用の直接支払交付金」の「交付対象水田」から除外されることについて了承します。
☐	要望の結果、助成対象とならない場合があることについて了承します。
☐	出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を事業翌年度から5年間保管し、地域農業再生協議会や地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
☐	以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ・本計画書に基づく内容において、虚偽の申請をしたことが判明した場合 ・正当な理由なく、交付対象作物を作付けていないことが判明した場合 ・対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結をしていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合 ・必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合 ・地域農業再生協議会等による適正な事業執行等のための調査に応じない場合

上記事業要件を理解の上、誓約内容に同意すること、助成対象となった場合には、確実に取組を実施するとともに、適正な事業遂行に努めることを誓約します。

令和 年 月 日 氏名